

伏見区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法第37条第7項の規定により指定した指定投票区及び同法施行令第26条第1項により定めた指定関係投票区を変更したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成30年3月7日

伏見区選挙管理委員会  
委員長 山口英次

	指定投票区	指定関係投票区	備考
変更前	第14投票区	第1投票区～第13投票区及び 第15投票区～第51投票区	
変更後	第14投票区	第1投票区～第13投票区及び 第15投票区～第50投票区	平成30年 2月28日変更

(伏見区選挙管理委員会事務局)